

水質検査・試験の状況について

令和５年度に福島市水道局が実施した水質検査及び試験は、「福島市水道局 令和５年度水質検査計画」に基づき実施し、その状況は下表のとおりです。

なお、水質検査業務は、福島地方水道用水供給企業団（以下、「企業団」という。）及びその構成市町での『共同水質検査』により実施し、水質検査の大部分を企業団において実施しています。

検査種別		検査目的 及び 項目	体 制
法定検査	毎日検査	水道法第２０条第１項に基づく検査で、水道水の“色・濁り・消毒の残留効果”について実施。	各配水系統末端箇所の市民へ委託
	定期水質検査	水道法第２０条第１項に基づく検査で、水道法第４条に基づき省令で規定された５１項目（以下、水質基準項目という。）について実施。	企業団で実施
	水質管理目標設定項目検査	将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水質基準に準じて水道水質管理上留意すべき項目について実施。	
独自検査	原水及び水源水質試験	原水及び水源の水質状況を把握するために実施する水質試験で、水質基準項目の内、消毒副生成物及び味を除いた項目と、耐塩素性病原生物の指標菌２項目について実施。 水源と一部原水については、その他の項目を追加で実施。	企業団で実施
	給水栓におけるその他の試験	消毒副生成物生成抑制に関する確認のための項目を一部給水栓について、定期水質検査と併せて実施。	
	クリプトスポリジウム及びジアルジア試験	原水及び水源の耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア）の検出状況を把握するために実施。	登録機関へ委託

その他、各浄水施設及び配水池では、水質計器により２４時間連続的に監視しています。